

報道関係者各位

令和7年 11月 17日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	株式会社 ウォーターエージェンシー (東京都新宿区東五軒町3番25号)											
停 止 期 間	令和7年11月18日～令和8年2月17日											
停止措置の理由	上記の者は、建設業法第29条第1項第5号の規定に基づき、令和7年9月1日付で、国土交通省関東地方整備局から建設業許可の取り消し処分を受けた。											
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等)											
	第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。											
	別表第2(第3条、第5条関係)											
	贈賄、不正行為等に基づく停止基準											
	<table><tr><th colspan="3">措 置 要 件</th><th>期間</th></tr><tr><td>8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。</td><td>ウ 府外工事等における違反</td><td>3月</td></tr></table>			措 置 要 件			期間	8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反	3月	
措 置 要 件			期間									
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反	3月									
	備考 「関係法令」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)等をいう。											



SDGs未来都市

舞鶴市 契約課 (担当：工原)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1065、FAX: 0773-62-9894
E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp